

マネージメント・レター No 271 **号外**
平成 23 年度税制改正のポイント

平成 23 年度税制改正が、23 年 6 月 11 月の 2 回に分けて成立しました。今回はその内容を一部列挙します。

○法人税○
(1) 法人税率の引下げ（平成 24 年 4 月 1 日以後開始事業年度より適用）

→ 法人税率が 4.5%、地方法人 2 税（住民税、事業税）が約 0.5% 引下げられ、法人実効税率は、40.69% から 35.64% へと約 5% の引下げになります。中小法人軽減税率についても、18% から 15% に引き下げられ特例期間が 3 年間延長されました。また、本則措置の軽減税率についても、22% → 19% へと 3% の引下げが行われました。

(2) 復興特別法人税の創設

→ 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度においては、各課税事業年度の基準法人税額に 10% の税率を乗じた復興特別法人税が上乘せされることとなります。

（参考）

	改正前		改正後		復興増税期間	
	800 万円超	800 万円以下	800 万円超	800 万円以下	800 万円超	800 万円以下
資本金の額または出資金の額が 1 億円超である普通法人	30% (実効税率 40.69%)		25.5% (実効税率 35.64%)		28.05% (実効税率 38.01%)	
所得金額 (年)	800 万円超	800 万円以下	800 万円超	800 万円以下	800 万円超	800 万円以下
資本金の額または出資金の額が 1 億円以下である普通法人	30%	本則 22% 特例 18%	25.50%	本則 19% 特例 15%	28.05%	本則 20.9% 特例 16.5%

(3) 繰越欠損金の利用制限と繰越期限の延長

→ 繰越欠損金の繰越期間は **7 年** から **9 年** に延長されました。なお、その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存が適用要件とされました。（平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度において生じた欠損金について適用）また、中小法人等は繰越控除は全額認められていますが、中小法人等以外の企業では繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の 100 分の 80 相当額が、繰越控除限度額となりました。

(4) 定率法の償却費の縮減

→ 平成 19 年度税制改正において旧来の定率法が廃止され、新たに定率法は定額法の償却率の 2.5 倍とする償却率を用いることになりました。平成 23 年度の改正ではこの 2.5 倍が 2.0 倍と変更されました。

(5) 雇用促進税制の創設

→ 雇用促進計画を提出し、従業員が 10% 以上かつ 2 人以上（大企業は 5 人以上）増加した場合、一人当たり 20 万円が法人税額から控除されます。ただし、法人税額の 20%（大企業は 10%）が限度となります。

（詳しくはマネージメントレター No 268 参照）

(6) 寄付金の損金算入限度額の引下げと拡充

→ 一般寄付金の損金算入限度額

$(\text{所得金額} \times 2.5/100 + \text{資本金等の額} \times 2.5/1000) \times 1/2 \rightarrow 1/4$ になります。

特定公益増進法人に対する寄付金については増額されることになりました。

(7) 貸倒引当金制度の縮減

→ 大企業及び大企業の 100% 子会社については貸倒引当金が損金算入できないことになりました。

ただし、中小法人等については、従前どおり一定額までは損金算入できることとされています。

(8) 交通用具使用者の通勤手当の非課税特例の廃止（平成 24 年 1 月 1 日より適用）

→ 交通用具を使用している者の非課税通勤手当については、交通機関を利用する場合の運賃相当額まで非課税とされていましたが、その特例が廃止され、距離に応じた通勤手当までしか非課税にできないこととなりました。（詳しくはマネージメントレター N o 267 参照）

○消費税○

(1) 免税事業者の要件の厳格化

→ 免税事業者の判定に「基準期間の課税売上高」に加え「前年上半期の課税売上高」も加味されることになりました。（設立 2 年目から課税事業者に該当するケースもあります）

(2) 仕入税額控除の 95% ルールの見直し（平成 24 年 4 月 1 日以後開始する課税期間より適用）

→ 非課税売上に対応する課税仕入については仕入税額控除を認めないのが原則です。ただしこれまでは課税売上割合が 95% 以上の場合は、全ての課税仕入について仕入税額控除を認めていました。（95% ルール）今回の改正で、課税期間の課税売上高が 5 億円超である事業者は、課税売上割合が 95% 以上であっても仕入税額控除を一部受けられなくなりました。その場合は個別対応方式、一括比例配分方式を選択して仕入税額控除を行うこととなります。（詳しくはマネージメントレター N o 266 参照）

○所得税○

(1) 上場株式等の配当及び譲渡益 10% 軽減税率

→ 上場株式等の配当及び譲渡益 10% 軽減税率は、適用期限が平成 25 年 12 月 31 日まで 2 年延長されました。

また、配当の軽減の対象とならない大口株主の保有割合は、100 分の 3 以上に引き下げられました。

詳細につきましては、担当者、副担当者、担当税理士へお問い合わせください。

（TKC 税制改正セミナーテキストより抜粋）